

## 平成２８年度第２回千葉市消費生活審議会議事録

- １ 日 時 平成２８年１２月５日（月） １４時００分～１５時００分
- ２ 場 所 消費生活センター ３階 研修講義室
- ３ 出席者 《委 員》  
飯森幸弘会長、石戸光副会長、久保桂子委員、清水佐和委員  
大久保雄子委員、小川善之委員、笹尾京子委員、谷一暢樹委員  
鈴木和幸委員、善名孝子委員、高山玲子委員  
（欠席者：余語一晃委員、河野功委員、豊田隆信委員、山岸彰委員）  
《事務局》  
角川消費生活センター所長、大八木所長補佐、宮内消費者教育班主査
- ４ 議 題 「第３次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）に係る  
答申について」
- ５ 議事の概要  
第３次千葉市消費生活基本計画の概要について、資料１「第３次千葉市消費生活基本計画（案）の概要」及び資料３「第３次千葉市消費生活基本計画（案）の体系」に基づき事務局から説明がなされた。  
第３次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）に係る答申について、飯森基本計画検討部会長からの報告及び事務局より説明がなされ、質疑応答が行われた。最終的な取りまとめを飯森会長が行ったうえで、この答申案を審議会の答申とすることが決定された。
- ６ 公開状況  
会議は公開（傍聴人は１人）。
- ７ 審議会の成立について  
委員１５人のうち半数以上である１１人が出席し、審議会は成立。

### 議題 第３次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）に係る答申について

#### （飯森会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

第３次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）に係る答申について、基本計画検討部会の部会長として、部会の審議の状況について、ご報告申し上げます。

千葉市民及び千葉市に関わる全ての人々が、消費生活の安定及び向上により安全で安心できる暮らしを目指すとともに、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する、自ら考え行動する自立した消費者として成長するため、千葉市消費者教育推進計画を統合した第３次千葉市消費生活基本計画を策定するにあたり、基本計画検討部会を設置し、消費生

活基本計画の策定について審議を重ねてまいりました。

私のほか、石戸委員、久保委員、大久保委員、小川委員、余語委員、河野委員、谷一委員、高山委員、山岸委員の１０名で構成される部会において審議をしてまいりました。

審議の経過についてでございますが、平成２８年１０月４日に第１回目の部会を開催し、事務局から消費生活基本計画策定に係る「消費者の現状・課題」と「第３次千葉市消費生活基本計画の骨子とスケジュール」の説明を受け、審議の結果、消費生活基本計画の骨子について、委員の皆様からご了承いただきました。

そして、平成２８年１１月４日の第２回部会では、第３次千葉市消費生活基本計画の個別施策案の説明を受け、委員の皆様から活発なご意見をいただき、それを受けまして私と事務局でとりまとめを行いました。

部会からの報告は以上でございます。

それでは、第３次千葉市消費生活基本計画の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

#### **（事務局）**

それでは、概要について説明させていただきます。

資料３「第３次千葉市消費生活基本計画（案）」の体系をご覧ください。

第３次千葉市消費生活基本計画は、８月の諮問の際にも少しお話ししましたが、既存の第２次千葉市消費生活基本計画と千葉市消費者教育推進計画を統合するものです。資料３の右側には第２次千葉市消費生活基本計画と千葉市消費者教育推進計画の項目が記載されております。この２つの計画を統合させまして、図の真ん中にあります第３次千葉市消費生活基本計画（案）を策定しております。またこの表の左側にある７つの消費者の権利については、千葉市消費生活条例で規定しているもので、既存の二つの計画とともに第３次千葉市消費生活基本計画（案）との関係を矢印で示しております。

続いて資料１「第３次千葉市消費生活基本計画（案）の概要」をご覧ください。これまで２回にわたる基本計画検討部会において説明した内容や、ご了承いただいた事項を概要としてまとめています。

上段左側をご覧ください。「１\_\_消費者の現状・課題」について説明しています。高齢化・高度情報化・グローバル化の進展により、消費者の現状が大きく変わっています。①の図「千葉市における消費生活相談の推移（年齢別）」では、高齢者を中心に消費生活相談の件数が年々増加していることを示しており、また②の図「消費者向け電子商取引の市場規模の推移」を見ていただくと、国内におけるインターネットによる電子商取引の市場規模が大きくなっていることがわかります。③の図「持続可能な開発のための教育」には、消費者が、自らが充実した消費生活を送るだけでなく、地域や環境、発展途上国のために自ら考え行動する必要があることから、消費者教育の分野の一つとしてその解説を掲載しております。

右上段に記載されている「2\_\_千葉市の施策推進状況」は現在実施している、本市施策の推進状況を示しております。

またその下の「3\_\_計画（案）策定の視点」については、第3次基本計画策定にあたって考慮している点をまとめています。既存の2つの計画を統合すること、商品・サービスの安定の確保、適正な取引環境の確保、消費生活相談の充実、消費者教育の充実などを新計画策定の視点として考慮しております。

続きまして資料下段の「4\_\_第3次千葉市消費生活基本計画（案）の概要」について説明していきます。

第3次千葉市消費生活基本計画の目的は消費者の権利の確立と、自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者の育成による、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現です。計画期間は5年間です。また③の重点課題にもあるとおり、計画推進にあたっては、「消費者被害の救済」「消費者被害防止のための教育」「担い手の育成・支援」の3つを、重点課題として取り組んでいきます。また、この計画については、現在実施中の第2次千葉市消費生活基本計画と同様に、年度終了後に実施状況の確認及び点検・評価を行い、審議会の報告を経た後、市民に公表します。

また、第3次千葉市消費生活基本計画については、参考1に記載されている137の個別施策を4つの基本的方向、14の課題に整理しています。各基本的方向の代表的な個別施策について、少し説明をします。

「基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保」については、食品や住宅の安全性の確保のための監視や指導、相談に関する施策を位置付けています。なお、課題3については、基本計画検討部会の中では、「商品・サービスの安全性の確保」としてご説明しましたが、その中に入っていた不適正な取引行為の指導に関する施策を「基本的方向2 適正な取引環境の確保」に位置付けを修正したため、題名を「生活用品の安全性の確保」に変更しています。

「基本的方向2 適正な取引環境の確保」では、適正な表示の確保のための立ち入り検査や、事業所で使用するはかりの定期検査に関する施策を位置付けています。なお、「適正な取引環境の確保」については、第2次基本計画では「消費者の安全・安心の確保」に含めていましたが、適正な取引環境に関する施策は、消費生活センターが所管のものが多く、また国の消費者基本計画においても別箇に記載されていることから、本計画においては、別に基本的方向2として規定しています。

「基本的方向3 相談による消費者被害の救済」では、主に消費生活相談の利便性向上のための、様々な形態による相談方法や、相談員の研修に関する施策を位置付けています。

最後に「基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」では、様々な分野の消費者教育の講座の実施やイベントの開催、消費生活センターの施策であるちばし消費者応援団に関する施策等を位置付けています。

なお、参考1については、2回の部会でいただいた意見や、施策所管課との調整を反映

し、若干内容を変更しています。概要についての説明は以上となります。

**（飯森会長）**

説明ありがとうございました。ただいま事務局から、部会等での変更点を踏まえて説明いただいたところですが、質問等は後程まとめて行いたいと考えますので、事務局は引き続き答申案について説明をお願いします。

**（角川消費生活センター所長）**

それでは、答申案についてご報告いたします。

答申案については、ただいま担当から説明のあった内容を取りまとめたものです。計画の骨子について、2回の部会で審議いただいた内容をもとに作成しています。よろしくお願いします。

資料2をご覧ください。

<資料2 「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について（答申）」の鑑文を読みあげる。>

続いて、別紙に記載されている項目について読み上げます。

- 1 第2次千葉市消費生活基本計画及び千葉市消費者教育推進計画との関係について
- 2 第3次千葉市消費生活基本計画の個別施策について
- 3 第3次千葉市消費生活基本計画の課題について
- 4 基本的方向4「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」について
- 5 第3次千葉市消費生活基本計画における重点課題について
- 6 計画期間及び実施方法について
- 7 その他

以上7点について、市長に答申することとなります。

**（飯森会長）**

ただいま、事務局より「答申案」についての報告がありました。では、基本計画検討部会の委員の皆様に限らず、ご意見・ご質問等あればお願いします。また、先ほど説明のあった概要や、参考1の基本計画に記載されている個別施策についてでも結構ですので、併せてお願いします。

**（谷一委員）**

確認になります。資料1の3 計画案の策定の視点の（2）の文言に「消費者が商品・サービスの安定や、～」となっていますが、「安定」という言葉でよろしいのでしょうか。安定というのはどのような意味を指しているのかということです。

**（事務局）**

これについては、商品・サービスの内容自体の安全・安心の確保を安定として記載させていただきます。

**（谷一委員）**

安定という言葉を選ぶと、いろいろがものが含まれてしまい、はっきりしませんので、可能であれば、今おっしゃった「安全・安心」をそのまま記載したほうが、わかりやすいのではないかと思います。資料３には、安全・安心とわかりやすく示されておりますが、安定では、いろんな捉え方をされてしまうのではないかと考えるので、明確に表現された方がよいと考えます。

**（事務局）**

文言について、いただいた意見を検討させていただきます。

**（飯森会長）**

事務局は、文言について精査してください。

**（石戸副会長）**

これまでの、基本計画検討部会での審議を踏まえて精査されているので、今のところ異論はございません。精緻に進めておられる印象があります。

**（久保委員）**

前回の検討部会で、石戸副会長もおっしゃったとおり、個別施策３７番の男女共同参画課の施策を前回までは女・男と性別で複数の施策で分けていたところを、いろんな性別の捉え方があるとして一つに統合されましたが、所管課である男女共同参画課との調整はできたのでしょうか。

**（事務局）**

男女共同参画課に前回部会の経緯を説明して、一つにまとめて、誤解の無いように記載するということで、今回の記載となりました。

**（久保委員）**

個別施策１１９番、１２３番など、事業者に対する指導や支援について、基本的方向４の課題３で、本計画の柱として記載されておりますが、消費者トラブル防止のための事業者に対する支援や研修を行うのが消費生活センターだけで良いのかと思います。例えば商工会議所や、それを監督する部局との連携が必要ではないかと思います。前回の検討部会

でもお話ししましたが、学生の賃貸住宅での敷金・礼金に関するトラブルなど、事業者が、消費者に対して入居の前にきちんと説明するというような、事業者が説明責任をはたせるように関係部局が主体となって、事業者に対する啓発・研修が必要という話をしましたが、市の部局としてどのようにして取り組むのか、進捗があればお話しください。

#### **(事務局)**

個別施策には概略で記載させていただいておりますが、例えば、事業者と連携する施策につきましても、127番の施策では、事業者等と連携して、ちばし温暖化対策フォーラムを開くなどといった施策もございます。後はこの計画を進めていく中で、年度ごとに実施予定を策定しますので、この中で連携について、各所管課が具体的に図っていくことを考えています。また、事業者といっても様々な形態がありますので、特定の団体・事業所については、各所管にて対応することになります。

#### **(久保委員)**

計画に直接盛り込むのは難しいとしても、年次計画等様々なところで重点施策がありましたら、市の他の部局との連携をお願いしたいと思います。

#### **(善名委員)**

56番の施策ですが、高齢者の見守り活動ガイドブックの提供とありますが、この施策の所管は高齢福祉課だけで良いのかと思いました。見守り活動というのは、現在消費生活センターも力を入れて行っていることで、実際に見守りを行う場合に必要な情報は消費生活センターに集まってきていると思うのですが、そういった意味で今、久保委員がおっしゃったように担当部局ということで考えると消費生活センターも関わるべきではないかと思いました。その辺はいかがでしょうか。

#### **(事務局)**

高齢者に関する消費者被害防止全般について、当然消費生活センターも対応していかなければならないと考えております。具体的には55番の千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議です。この会議は行政や関係団体、民生委員児童委員協議会、介護支援事業者などで構成される会議ですが、この中に高齢福祉課や障害者自立支援課など庁内関係課が入っており、この会議体制の中で、高齢者の見守り活動についても連携をとって進めていくことになります。

#### **(善名委員)**

分かりました。では実際にこれらのガイドブックを作成するときには消費生活センターが関わるかと考えてよろしいのでしょうか。

**（事務局）**

所管課から作成にあたりお声をかけていただいたり、消費生活センターができあがった冊子の提供を受けて、配架や関係団体に資料として配布したりする等、関わっていくことになります。

**（善名委員）**

多分、見守り活動に関する情報というのは、高齢福祉課が持っているものと、消費生活センターに寄せられるトラブルとは違っているのでは、その辺は是非とも協力しながらガイドブックを作ってほしいと考えます。

それともう一点、民法改正による成人年齢の引き下げに関する内容はどこで読み取ればよろしいのでしょうか。

**（事務局）**

成人年齢の引き下げについては、未成年者や障害者への教育による対応になると思います。具体的には基本的方向4の消費者教育推進計画に入ってくると思いますが、例えば40番の施策の、教育現場への消費生活相談員の派遣や、126番の消費者教育ワーキンググループという教育委員会と消費生活センターの会議体により、消費者教育を推進するという方法もあります。また、先ほど説明した55番の千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議もこれに当たります。会議名からは分かりづらいのですが、対象は高齢者のみではなく障害者も対象としており、その中には成年後見制度の内容も含まれています。

**（善名委員）**

教育委員会ですとか、学校教育の中でのテキスト教材等の作成に対して、消費生活センターが参加していくということを現在は考えていらっしゃるのでしょうか。

**（事務局）**

教材の作成についても検討していきたいと思います。既に今年度も特別支援学級向けの金銭教育の教材作成を、教育委員会と協力して作成しております。

また、以前にも消費者教育関係の教材を教育委員会と協力して作成しております。ほかにも消費者被害ということではないのですが、昨年度から各学校に消費者教育ポスターの募集をしており、優秀作品を市内で展示したり、ポスターを使った啓発品を作成したりしております。

**（善名委員）**

ありがとうございました。最後にもう一点、食品ロスに関する消費者教育について質問します。計画の中で、食品のことについて記載があるのですが、安全性のことについての

みの話に思えます。食品ロスの問題についても、現在社会問題化しています。そのことについて、どのようにお考えなのか考え方を示していただきたい。

**(事務局)**

食品ロス自体は、千葉市においては廃棄物対策課が重点的に対応しており、66番にもあるように、食品ロス削減のために食べきりキャンペーンを実施しています。また食に関する施策については、健康支援課が庁内の取りまとめを行い食育推進計画を策定しております。

**(石戸副会長)**

今のご質問について、私も一言お話をさせていただきます。

84番の施策である、生ごみの減量のためのエコレシピ料理の普及啓発活動も、直接的な言及ではないのですが、食品ロスの活動であると思います。

また私自身国際経済学を研究しており、最近もラオス、タイ、ミャンマーやベトナムへ出張しておりますので、お話しさせていただくと、国際理解教育の切り口でも捉えることができると思います。

フードロスの話ですと、世界では食料の足りない地域や栄養価が炭水化物に偏っている地域があり、アジアやアフリカなどの海外では、飢えをしのぐために、やわらかい小石を食べるといった現実もあります。一方、日本では賞味期限と消費期限の違いが話題となっていたり、ロスをしている食品が25%~30%と言われていることを考えると、全くの別世界ですが、こういった現状について、飢えをしのぐといった切り口から、食品の消費・栄養、フードロスの問題に繋げることができ、小・中学・高校生への消費者教育へのきっかけになるものと考えられます。

**(飯森会長)**

貴重なご意見をありがとうございました。

私も学校給食の食品ロスに関わっておりましたが、残飯の堆肥化を行うと、堆肥の養分が偏ってしまい、肥料として使用した場合に、葉っぱだけ大きくなり使い物にならないということがありました。

また堆肥化の作業がかなりの重労働であり、学校現場も教職員が多忙であることから、実際に誰が作業を行うのかという問題もありました。

養豚場との提携で餌とした場合も、楊枝などが混ざっており豚にとって危ないなど、なかなか成果があがらなかったと記憶しております。

ただ食品ロスはいろいろな分野で力を合わせて行っていく必要がありますし、重要な課題なので、計画の中にどこの課が中心としてやっていくのか分かるように盛り込んであればよいと思います。これから計画案について市民に意見を求めていく中で調整していただ

ければと思います。

以上です。

**(久保委員)**

2年ぐらい前の審議会であったと思いますが、国際理解教育及びE S D（持続可能な開発のための教育）ですが、どうしても計画の中に体系的にE S Dが見えてこないというところがありまして、国際理解教育は英語さえ勉強できれば良いのか、どうしてもそういう印象を受けてしまいがちな内容かと思ひまして、今後持続可能な開発のための教育を体系的な形で盛り込めるような仕組みを考えられればと思っております。

環境学習とか、フェアトレード、エシカル消費などの消費のキーワードを年次計画などで入れられたらよいのかなと思います。

**(飯森会長)**

ありがとうございました。それでは意見も出尽くしたようでございますので、この答申のとりまとめへと進んでまいりたいと思います。

本日検討いたしました答申案は、方針については委員の皆様にご承認いただいたものとして、このあと私と事務局で細かい修正を行ひまして、最終的な答申のとりまとめは私におまかせいただくという形でよろしいでしょうか。

**(一同)**

異議なし。

**(飯森会長)**

異議なしということでありがとうございます。それではこの答申案について審議会の承認をいただきました。

では、事務局より、第3次消費生活基本計画の策定に関する今後の流れについて説明をお願いします。

**(角川消費生活センター所長)**

まずは、最終的な答申案の取りまとめが終わり次第、市長に対しまして飯森会長から答申していただきます。その後、パブリックコメントを実施するなどの手続きを経まして、年度末には、第3次千葉市消費生活基本計画を確定したいと考えております。

**(飯森会長)**

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、それでは、議事については以上とします。

その他、事務局から連絡事項等ございますか。

**（角川消費生活センター所長）**

特にございません。

**（飯森会長）**

それでは以上をもちまして、本日の審議は終了といたします。

皆様、長時間にわたる審議にご協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

**（事務局）**

以上をもちまして、平成２８年度第２回消費生活審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。